

長野県告示第571号

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年6月20日から平成27年1月30日まで
- 3 作業地域
下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第572号

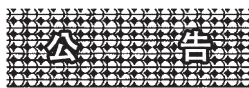
安曇野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間
平成26年4月16日から平成26年9月24日まで
- 3 作業地域
安曇野市

建設政策課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際保健支援会
- 3 代表者の氏名
横内 定明
- 4 主たる事務所の所在地
松本市筑摩三丁目15番31号
- 5 定款に記載された目的

本法人は、地域を含め地球上に住む全ての人々に対して、身体的、精神的、社会的、スピリチュアルな視野から総合的な支援を行い、全人類が健康的な生活を送れる社会の建設に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年9月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はらっぱの会
- 3 代表者の氏名
井上 繁
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市山寺2002番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、主に精神の障害や病気を持っている人等に対して、作業所やグループホーム等の運営に関する事業を行うと共に、当事者、家族、支援者、一般市民等への相談や啓発に努め、よって地域福祉に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新田の風
- 3 代表者の氏名
井 益雄
- 4 主たる事務所の所在地
上田市中央西二丁目13-18
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、医療職、介護職、自治会、ボランティア、行政等を総合的にコーディネートし、更に地域住民の相互扶助等により、主に高齢者等に対して明るい社会を提供する事業を行い、同時に地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウィズハートさく
- 3 代表者の氏名
杉田 義夫
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市取出町183番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者等の地域生活支援のための事業を行い、精神障害者等の福祉の向上に寄与することを主な目的とする。及び地域住民を対象にした、講演会や研修会を開催し、地域住民の精神保健福祉の向上に寄与する事業を行う。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さなだスポーツクラブ
- 3 代表者の氏名
倉島 久巳
- 4 主たる事務所の所在地
上田市真田町長7193番地1 上田市真田体育館内
- 5 定款に記載された目的

この法人は、上田市内外の住民に対して、多世代の要求に応えるための多種にわたるスポーツ・文化の振興に関する事業を提供し、誰もが気軽にスポーツ・文化を楽しむとともに、生涯を通じ体力・技能の向上を図り、健康で明るく活力ある地域社会形成と社会の公益に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第20条第4項の規定により、長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を聴くために公聴会を開催するので、長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）第26条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 公聴会の開催の日時及び場所
開催日時：平成26年11月9日（日）午前10時30分から正午まで
開催場所：千曲市屋代公民館2階講堂（千曲市大字屋代2184番地3）
- 2 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
長野広域連合長 加藤 久雄
長野県長野市箱清水一丁目3番8号
- 3 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
長野広域連合B焼却施設建設事業
 - (2) 種類
廃棄物処理施設の建設（ごみ焼却施設）
 - (3) 規模
処理能力 100 t／日
- 4 対象事業実施区域
千曲市大字屋代字中島
- 5 関係地域の範囲
長野市及び千曲市
- 6 意見の陳述

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、公聴会において、日本語により、意見の理由を含めてこれを述べる事が

できます。

7 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、書面の持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、その旨を申し出てください。

(1) 申出期限

平成26年10月27日(月)まで(必着)

(2) 申出先

〒380-8570 (県庁専用郵便番号の記載があれば所在地の記載は省略できます。)
長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県環境部環境政策課環境審査係
ファクシミリ番号 026(235)7491
電子メールアドレス kankyo@pref.nagano.lg.jp

(3) 書面の記載事項

ア 意見を述べようとする者の氏名、住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、郵便番号及び電話番号

イ 公聴会の対象となる準備書の名称(「長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書」と記載するものとします。)

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

(参考) 公述の申出の書面の記載例

公述申出書
公聴会に出席して、長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を述べたいので、申し出ます。
年 月 日
長野県知事 阿部守一 殿
〒..... 住所(所在地).....
氏名(名称及び代表者氏名).....
(氏名又は団体の名称及び代表者の氏名には、振り仮名を付してください。)
電話番号 ()
意見の概要
.....

8 公述人の選定等

知事は、公述の申出をした者の中から、公述人を選定し、公述の申出をした者にその旨を通知します。

9 その他

(1) 公聴会は公開で行われ、公述の際にも報道機関によるカメラ撮影などが行われる場合があります。

(2) この公聴会についての問い合わせは、長野県環境部環境政策課環境審査係(電話 026(235)7163)に行ってください。

環境政策課

公告

県営日義地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営日義地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年10月10日から平成26年11月10日まで

3 縦覧の場所

木曾郡木曾町役場

農地整備課

公告

県営小諸御牧原地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営畑地帯総合土地改良事業（担い手育成型）

2 工事着手年月日

平成11年10月4日

3 工事完了年月日

平成26年9月3日

農地整備課

公告

平成26年10月1日、木島平村大塚沖土地改良区の定款変更を認可しました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成26年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 処分をした年月日

平成26年10月9日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

株式会社中村建工

安曇野市明科中川手36番地

中村 宗重

長野県知事（般・特-22）第10000号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事又は補助金等の交付を受けている民間工事に係るもの

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法

（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人

（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和

24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者

である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設

等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117

号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注2）「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。

（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適

正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第

1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間

接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこ

れらに類するものをいう。

(2) 期間

平成26年10月24日から平成26年11月30日までの38日間

4 処分の原因となった事実

株式会社中村建工は、平成23年12月31日を基準日とする経営事

項審査において、標準報酬決定通知書の写しを偽って社会保険に

加入している旨の虚偽の申請を行い、経営事項審査結果を得た。

長野県、安曇野市及び生坂村は、当該経営事項審査結果を用いて、

平成25・26年度建設工事入札参加資格審査を行った。

また、同社は平成24年12月31日を審査基準日とする経営事項審

査において、同様に虚偽の記載をした申請を行い、経営事項審査

結果を得た。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

建設政策課

公告

小布施土地改良区の役員について、次のように氏名に変更を生じた旨の届出がありました。

平成26年10月9日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

理 事

変更前の氏名

変更後の氏名

住 所

酒井俊男

根津俊男

上高井郡小布施町大字北

岡153番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年10月9日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一 男

1 (1) 許可番号

平成26年7月8日 長野県上伊那地方事務所指令26上伊地建第35-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市手良沢岡1018-1の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市中央区栄4-5-3 KDX名古屋栄ビル10階
株式会社医学生物学研究所 代表取締役社長 佐々木 淳

2 (1) 許可番号

平成26年7月24日 長野県上伊那地方事務所指令26上伊地建第35-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市東春近8895-1、8896、8897、8898-1、8898-2、9552-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市高遠町勝間220
社会福祉法人高遠さくら福祉会 理事長 山浦 康 民

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年10月9日

長野県長野地方事務所長 島田 伸 之

1 許可番号

平成26年8月28日 長野県長野地方事務所指令26長地建第14-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

埴科郡坂城町大字坂城字四ツ屋9419-1、9419-2、9436-8、9439-4、9441-1、9442-1、9442-3、9444、9445、9446、9449-2、9449-11、9450-1、9452-1、9453-1、9454-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埴科郡坂城町大字坂城9444
昭和樹脂工業株式会社 代表取締役社長 鈴木 雅 視

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月9日

長野県安曇野建設事務所長 下 里 誠

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び予定数量

ア 役務

平成27年度犀川安曇野流域下水道維持管理事業に伴う汚泥

処分業務委託

イ 予定数量

消化脱水汚泥 3,600トン

(2) 役務の特質

下水汚泥（消化脱水汚泥）のセメント等建設資材化による処分

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 下水汚泥発生場所

安曇野市豊科田沢6709

犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により、セメント等建設資材化による中間処理を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等の許可を受けている者であること。

(6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科4960-1
長野県安曇野建設事務所 総務課
電話 0263 (72) 8880

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年11月25日(火) 午後2時
イ 場所 長野県安曇野庁舎 1階101号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成26年11月21日(金) 午後5時(必着)
イ 場所 郵便番号 399-8205
安曇野市豊科4960-1
長野県安曇野建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年10月20日(月)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be purchased:

Commissioned service for treatment of sewage sludge as cement resources dewatered digested sludge, 3,600t (planned quantity)

(2) Contract duration:

From April 1,2015 until March 31,2016

(3) Place where the service take place:

Saigawa-azumino Regional Sewerage System Final Treatment Plant
Address:6709 Toyoshina-Tazawa, Azumino-shi, Nagano Prefecture

(4) Contact place for the tender information; description/conditions/and other inquiries:

General Affairs Section, Nagano Prefecture Azumino Constraction Office
4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano Prefecture
TEL 0263-72-8880

(5) Time and place for the tender:

Time: 2:00P.M. November 25,2014
Place: Conference Room 101 1F Nagano Prefecture Azumino Chosha

(6) Time limit for the tender by post mail:

Time: 5:00P.M. November 21,2014
Place: General Affairs Section, Nagano Prefecture Azumino Constraction Office
4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano Prefecture 399-8205

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月9日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの取水及び放流設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成27年1月30日まで

(4) 履行場所

上田市 内村ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の取水及び放流設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
上田市材木町1-2-6
長野県上田建設事務所 総務課
電話 0268(25)7162
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年10月24日(金) 午後1時30分
イ 場所 長野県上田合同庁舎 604号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年10月20日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年10月23日(木)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月9日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの取水及び放流設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成27年1月30日まで

(4) 履行場所

東御市 金原ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 過去5年以内に同種の取水及び放流設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268(25)7162

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年10月24日(金) 午後1時30分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 604号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年10月20日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年10月23日(木)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月9日

長野県諏訪建設事務所長 田代幸雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

釜口水門主放流設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期限

契約締結の日から起算して120日を経過する日

(4) 履行場所

岡谷市湊 釜口水門

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相

当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内にダム又は水門の放流設備の設置工事又は点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

諏訪市上川一丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266(57)2934

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年10月23日(木) 午前10時00分

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 502号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年10月16日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年10月22日(水)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月9日

長野県諏訪建設事務所長 田代幸雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

予備発電装置点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成27年3月10日まで

(4) 履行場所

岡谷市湊 釜口水門

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に予備発電装置の点検業務の履行実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

諏訪市上川一丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266 (57) 2934

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年10月23日（木） 午前10時30分

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 502号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年10月16日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年10月22日（水）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月9日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの多重無線設備点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期限

契約締結の日から起算して100日を経過する日

(4) 履行場所

塩尻市奈良井 奈良井ダム

東筑摩郡麻績村 北山ダム

松本市中川 水上ダム

東筑摩郡筑北村 小仁熊ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の多重無線設備の点検業務の履行実績を有する者であること。ただし電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規程による登録を受けている者は履行実績を有する者とみなします。
- (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

松本市大字島立1020
長野県松本建設事務所 総務課
電話 0263 (40) 1895

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年10月31日（金）午後1時30分
イ 場所 長野県松本合同庁舎403号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年10月23日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年10月30日（木）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成26年10月9日

長野県警察本部長 山崎晃義

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
無線自動車動態管理（カーロケータ）システム機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県警察本部地域部通信指令課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月11日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社J E C C
(2) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
1月当たり賃借額 3,588,084円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成26年6月30日

通信指令課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成26年10月9日

長野県警察本部長 山崎晃義

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
指令接続装置機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県警察本部地域部通信指令課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年9月25日

- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 (1) 名称 富士通株式会社長野支社
 (2) 所在地 長野市大字鶴賀緑町1415
- 5 随意契約に係る契約金額
 1月当たり賃借額 806,652円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約の理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

通信指令課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月9日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長
市岡進

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務及び予定数量
- ア 役務
平成27年度千曲川流域下水道維持管理 汚泥処分業務委託
- イ 予定数量
消化脱水汚泥 2,900トン
- (2) 役務の特質
下水汚泥(消化脱水汚泥)のセメント等建設資材化による処分
- (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 下水汚泥発生場所
長野市大字赤沼字申高2455
千曲川流域下水道下流処理区終末処理場
長野市真島町川合1060-1
千曲川流域下水道上流処理区終末処理場
- (5) 入札方法
1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参

- 加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、セメント等建設資材化による中間処理を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等の許可を受けている者であること。
- (6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。
- (1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>
- (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026(235)7079
- 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
電話 026(224)3652
- 5 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年11月21日(金) 午後2時30分
イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所 301会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成26年11月20日(木) 午後5時(必着)
イ 場所 郵便番号 380-0917
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年10月23日(木)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲河流域下水道建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be purchased :
Commissioned service for treatment of sewage sludge as cement resources
dewatered digested sludge, 2,900 t (planned quantity)
- (2) Contract duration:
From April 1,2015 until March 31,2016
- (3) Place where the service take place:
Chikuma-gawa Karyu Regional Sewerage System

Final Treatment Plant

Address:2455 Akanuma-sarutaka, Nagano-shi, Nagano Prefecture

Chikuma-gawa Jyoryu Regional Sewerage System

Final Treatment Plant

Address:1060-1 Mashimamachi-kawai, Nagano-shi, Nagano Prefecture

- (4) Contact place for the tender information; description/conditions/and other inquiries:
General Affairs Section, Nagano Prefecture Chikuma River Area
Sewerage Construction Office
2413-11 Inaba-Hachimandenoki, Nagano-shi, Nagano Prefecture
TEL 026-224-3652

(5) Time and place for the tender:

Time: 2:30P.M. November 21,2014

Place: Conference Room 301 3F Nagano Prefecture Chikuma River Area
Sewerage Construction Office

(6) Time limit for the tender by post mail:

Time: 5:00P.M. November 20,2014

Place: General Affairs Section, Nagano Prefecture Chikuma River Area
Sewerage Construction Office
2413-11 Inaba-Hachimandenoki, Nagano-shi, Nagano Prefecture 380-0917

生活排水課

正 誤

平成26年9月18日付け長野県告示第500号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中

ページ 行(箇所) 誤 正
2 左側9 長藤3409、7391の1 藤沢3409、高遠町長藤7391の1

森林づくり推進課